
佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事

入札条件書

令和4年7月

長崎県 佐々町

佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事 入札条件書

目 次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 総則 | 1 |
| 1.1 概要 | 1 |
| 1.2 本工事の概要..... | 3 |
| 1.3 入札条件 | 7 |
| | |
| 第2章 入札参加者の公募および落札者の選定 | 13 |
| 2.1 入札参加者の公募等の手順..... | 13 |
| 2.2 公募から落札者決定までの日程..... | 15 |
| 2.3 応募者の参加資格要件等..... | 16 |
| 2.4 入札応募者の審査および落札者の決定..... | 18 |
| 2.5 応募に関わる提出書類等..... | 21 |
| 2.6 著作権 | 22 |
| | |
| 第3章 本工事に係る情報提供 | 23 |
| 3.1 応募段階 | 23 |
| 3.2 契約後の情報提供..... | 23 |
| | |
| 第4章 本工事の契約 | 24 |
| 4.1 性能発注方式による契約..... | 24 |
| 4.2 建設工事实施の保証に関する規定..... | 24 |
| 4.3 建設工事または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置..... | 24 |
| | |
| 第5章 入札公告、参加資格審査の実施に関する事項 | 25 |
| 5.1 入札公告および資料配布..... | 25 |
| 5.2 入札条件書等に関する質問..... | 26 |
| 5.3 入札条件書等に関する質問への回答..... | 26 |
| 5.4 参加資格確認書および誓約書の提出..... | 27 |
| 5.5 参加資格要件審査結果の通知（第1次審査） | 27 |
| 5.6 見積書等の提示辞退..... | 27 |
| 5.7 提出書類と提出期限等..... | 28 |
| 5.8 その他 | 28 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ※ 佐々町し尿等前処理施設の建設工事 入札条件書（様式集） | 29 |
| 様式第1号 質疑書 | 30 |
| 様式第2号 入札参加資格確認書 | 32 |
| 様式第3号 施工実績調書 | 33 |
| 様式第4号 配置技術者調書 | 34 |
| 様式第5号-1 誓約書 | 35 |
| 様式第5号-2 誓約書 | 36 |
| 様式第5号-3 誓約書 | 37 |
| 様式第6号 見積設計図書類提出書 | 38 |
| 様式第7号 設計図書等閲覧申請書 | 39 |
| 様式第8号 辞退届 | 40 |
| 様式第9号 工事費内訳書 | 41 |

第1章 総 則

本入札条件書は、佐々町（以下「発注者」という。）が発注する佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事（以下「本工事」という。）に適用する。

1.1 概要

1) 一般概要

本町では、平成27年度からし尿および浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の処理を、民間事業者へ委託している。また、下水道等の普及により、し尿等の収集量は減少傾向にある。

本工事は、し尿等の長期に渡る安定的な処理体制を確保するため、本町の下水処理場（佐々浄化管理センター）を活用することで、汚水処理の一元化を図るために実施されるもので、下水処理場（佐々浄化管理センター）の敷地内に新たにし尿等前処理施設の建設を行う。

なお、施設整備は、汚水処理の広域化・共同化を目的に、国土交通省の社会資本整備総合交付金（下水道広域化推進総合事業）を活用して実施する。

2) 工事名

佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事

3) 対象施設および施設規模

(1) 施設名称：佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設

(2) 計画処理規模（365日平均）

10kL/日（し尿：4kL/日、浄化槽汚泥：6kL/日）

1日当り受入量(最大) 100kL/日（通常時 10kL/日、臨時 90kL/日）

(3) 処理方式：前処理＋希釈投入

4) 工事場所

長崎県北松浦郡佐々町小浦免字外浜41番地20他〔佐々浄化管理センター敷地内〕

5) 投入先

下水処理場（佐々浄化管理センター）の水処理工程（投入箇所〔分配槽〕）

6) 実施方針

本事業の実施方針を以下に示す。

1) 施設整備基本計画

- (1) 汚水処理の広域化・共同化を目的に、国土交通省の社会資本整備総合交付金（下水道広域化推進総合事業）を活用し、「し尿等前処理施設」を整備する。
- (2) 新たに整備するし尿等前処理施設は、下水処理場（佐々浄化管理センター）の敷地を活用して建設する。
- (3) 本工事の発注にあたっては、性能発注方式（設計・施工一括発注方式）による発注とする。
- (4) 設定する要求水準や性能等については、し尿等前処理施設の発注仕様書（要求水準書）を基本とし、民間企業による創意工夫により、更なる品質・性能の向上と建設費の抑制を目指すものとする。
- (5) 長期に渡る安定的なし尿処理体制を確保するために、以下の基本機能を満たすし尿等前処理施設の整備を目指す。

2) 基本機能

- (1) し尿等の量的変動、質的変動に対応でき、将来にわたって安定的・効率的に処理を継続できること
- (2) 管理運営費（維持管理費、補修費・定期点検等）が安価であること
- (3) 耐久性に優れ、長寿命化を実現できること
- (4) 合理的な設備・装置とし、適正な維持管理や整備が容易に実施できること
- (5) 運転操作が容易であること
- (6) 事故を防止し、安全で安定的に管理運営できること
- (7) 地震や水害等の災害時の被害を防止し処理を継続できること
- (8) 環境への負荷が少ないこと

3) 二酸化炭素排出量の削減

省エネ機器の導入により、本施設の二酸化炭素排出量を極力抑制すること。

4) 下水道施設との取り合いの調整

本工事の取合点（下水道への放流点、下水道処理の希釈用水、電気）を十分に確認し、施設全体の機能を損なわないこと。

特に計装・制御設備にあつては、保守性、操作性に十分に配慮し、下水道施設と整合がとれるようにすること。

7) 工事期間

- ① 着工 令和4年12月（予定）
- ② 竣工 令和6年11月29日

1.2 本工事の概要

1) 施設概要

(1) 受入設備

トラックスケールで計量され搬入されたし尿等をバキューム車等から受入れるための設備とする。沈砂槽で補足した砂分についてはバキューム車等で清掃し、場外搬出する。

(2) 前処理設備

受入れたし尿等に混入するきょう雑物（し渣）を破碎、回収して脱水し、場外に搬出するための設備とする。し渣を除去したし尿等は貯留槽に移送する。脱水したし渣はコンテナに貯留し、トラック等にて場外搬出する。

(3) 貯留設備

し渣を除去したし尿等を貯留し、均質化するための設備とする。搬入量および性状の変動を緩和し、投入水質を定量化するため、十分な貯留能力（雑排水等の量も考慮）をもたせるものとする。

(4) 希釈投入設備

貯留設備で均質化したし尿等を投入ポンプで下水処理場（佐々浄化管理センター）の水処理工程（分配槽）に投入する設備とする。なお、分配槽に投入したし尿等が下水道の流入汚水と均一に混合され、円滑に水処理設備へ導水されるよう考慮したものとする。

(5) 脱臭設備

各設備から発生する臭気を捕集および脱臭して、周辺環境ならびに作業環境に支障のないよう処理できる設備とする。

(6) 取排水設備

取排水設備は、プラント用水等を取水・給水する設備、および雑排水を処理過程へ移送する設備とする。

(7) 管理設備

処理施設および場内の管理のための監視室等を含む建築物とする。

2) 竣 工 令和6年11月29日

3) 本工事の進め方と契約の範囲

本施設は、10kL/日のし尿等の前処理を行い、衛生的に下水処理場（佐々浄化管理センター）の水処理工程へ投入することを目的とする。し尿等を下水処理場（佐々浄化管理センター）の水処理工程へ投入するにあたっては、下水処理場の汚水の流入状況等に応じて投入量等が調整できるなど下水処理場の適正かつ安定的な処理ができるよう考慮した施設とすること。

4) 特記事項

(1) 地域振興

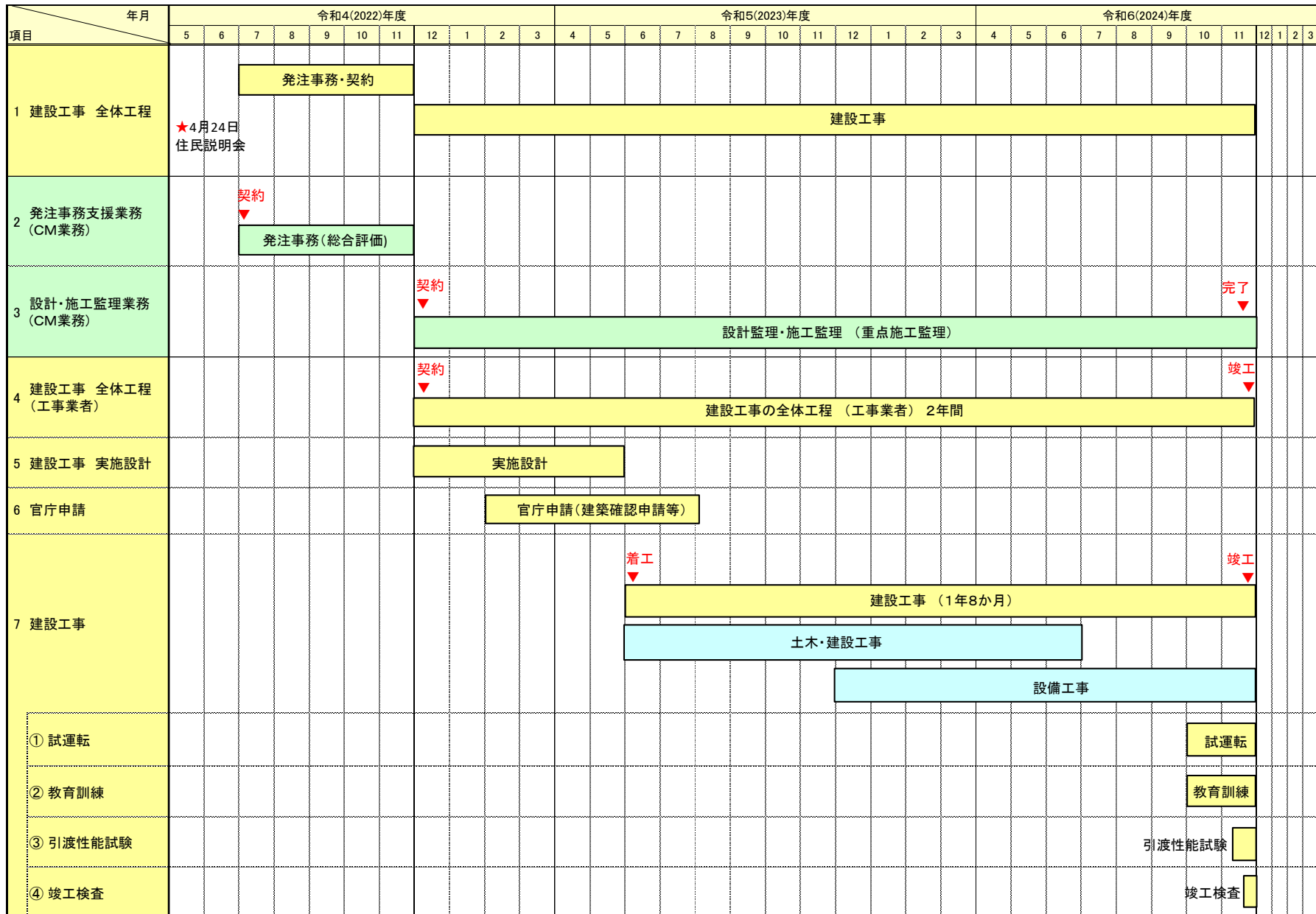
本工事の施工にあたっては、地元企業の活用についても考慮すること。

5) 工事工程

本工事工程の作成にあたっては、図-1を参照するとともに、佐々町し尿等前処理施設の搬入量を参考にすること。

臭気対策を講じる場合については発注者との協議により決定すること。

図-1 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設の「総合評価による発注事務」と「建設工事」の全体工程（参考）



6) 本工事の進め方と契約の範囲

引渡し性能試験と共に、CO₂の発生量の検証を行うこと。

7) 本工事の範囲

本工事の範囲は「工事発注仕様書（要求水準書）」による。なお、入札前には最終版の工事発注仕様書（要求水準書）として提示する。

8) 本工事期間

本工事期間：契約の翌日から令和6年11月29日まで

9) 契約の締結

本工事の発注は、「総合評価一般競争入札」により行い、落札者との契約は、別途に定める契約約款により建設工事請負契約を締結する。

10) 本工事費の支払方法

(1) 本工事費の支払い方法

工事費の支払いは、本工事に係る建設工事請負契約に定める規定による。

(2) 本工事費の支払に係る書類

建設工事請負契約の締結にあたっては、工事代金内訳書を作成し、提出すること。

各年度の工事費の支払いは、年度ごとの出来高に応じ、工事契約約款の規定に基づき算定される金額を支払う。

1.3 入札条件

1) 工事番号

4水補 第32号

2) 工事名称

令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事

3) 工事場所

長崎県北松浦郡佐々町小浦免字外浜41番地20他

4) 本工事の種類

清掃施設工事

5) 工事概要

し尿等前処理施設建設工事 一式

処理量 10kL/日

水処理方式 (前処理+希釈投入)

6) 工期

契約 令和4年12月 (予定)

竣工 令和6年11月29日

7) 入札方法

総合評価一般競争入札

8) 入札および開札場所

佐々町役場 3階第2会議室

9) 入札日時

令和4年10月25日 (火) (10時00分)

10) 入札保証金

佐々町財務規則第62条により入札額の100分の5以上を入札日の前日までに現金または小切手等により納付すること。ただし、同規則第64条各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。

11) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、佐々町財務規則第80条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

12) 予定価格

773,300,000円

(消費税および地方消費税相当額10%を含む。)

13) 最低制限価格

設定しない

14) 入札方式

総合評価一般競争入札

「設計・施工一括発注方式（性能発注契約）」であり、佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事発注仕様書（要求水準書）（以下、「要求水準書」という。）に基づき見積設計図書を提出し、技術評価を受けることが必要となる。

15) 入札の執行

入札参加資格を有すると認められたものが1社である場合においても、特別な事情がない限り入札を執行することとし、また、入札執行において入札者が1社の場合でも落札決定を行う。

16) 契約締結

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17) 積算内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳書を記載した工事費内訳書を同封し提出すること（工事費内訳書は、様式第9号を使用すること）。

18) 第1回 質問の受付・回答(要求水準書等)

要求水準書等に対する質問は、質疑書(様式第1号)を用いて、質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること(受理確認を行うこと)。受付期限は、令和4年7月22日(金)から令和4年8月1日(月)午後4時までとする。それ以外の方法による質問は受け付けない。令和4年8月8日(月)までに質問書記載の電子メールアドレス先に回答書を送付する。

19) 現地説明

発注者は、参加資格を有する応募者を対象として、下水処理場(佐々浄化管理センター)の現状および本工事の工事内容等の補足説明をするため、現地説明会を開催する。

開催日程は、別途発注者から通知する。

20) 設計図書の間覧

現地説明会とそれ以降に設計図書間覧を可能とする。現地説明会の時間および現地説明会日から9月15日(木)午後4時までに間覧が可能である。現地説明会以外の日に間覧する場合は、「設計図書等間覧申請書(様式第7号)」に9月7日(水)から9月15日(木)午後4時までのなかで希望日時を記入し、佐々町水道課担当へ電子メールにて提出すること(受理確認を行うこと)。

受付期限は、令和4年9月14日(水)午後4時までとする。なお、希望日時に必ずしも可能とは限らないため、早めに申し込むこと。

水道課にて申請内容を確認した後、申請書記載の電子メールアドレスに間覧了承のメールを送付する。

21) 第2回 質問の受付・回答(現地説明会)

現地説明会等に対する質問は、質疑書(様式第1号)を用いて、質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること(受理確認を行うこと)。受付期限は、令和4年9月5日(月)から令和4年9月12日(月)午後4時までとする。それ以外の方法による質問は受け付けない。令和4年9月20日(火)までに質問書記載の電子メールアドレス先に回答書を送付する。

22) 入札の辞退

入札を辞退する者は、入札前日までに「辞退届(様式第8号)」に記入し、書面にて提出すること。(持参、郵送、FAX、メールも可)

23) 見積設計図書の評価

入札に参加する者の、入札する内容を確認するために次の通り「見積設計図書」の審査を行う。

(1) 「見積設計図書」作成方法

要求水準書に基づき作成すること。

(2) 提出方法

水道課まで持参又は郵送（簡易書留郵便を含む）すること。郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封書などに「見積設計図書在中」と朱書きすること。

(3) 受付期間

令和4年10月11日（火）までとする。ただし、閉庁日は除く。

(4) 受付時間

午前9時から午後4時までとする。持参の場合は、正午から午後1時までを除く。

(5) 技術審査

見積設計図書提出後に発注者において技術審査を行う。なお、技術審査に当たり必要に応じて文書で説明等を求めることがある。質問および回答の内容は、提出された見積設計図書の内容に追加するものとする。

技術審査方法は、「見積設計図書」と「プレゼンテーション」等で行う。

(6) 審査結果通知

審査結果を令和4年11月18日（金）にその旨を電子メールおよび文書により通知する。

(7) その他

- ① 書類の作成および提出にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類の内容を確認し、別途関係書類の提出を求めることがある。
- ③ 見積設計図書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。この場合は、該当する者にその旨を通知する。
 - ア 各提出期限を守らなかったとき。
 - イ 審査の結果、本工事の仕様を達成できないと認められたとき。
 - ウ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることがあきらかとなったとき。

エ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

※入札に参加する資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合には、令和4年10月20日（木）午後4時までに水道課に書面（自由様式）を提出すること。

提出方法は持参または郵送とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。

説明を求めたものに対する回答は、令和4年10月31日（月）午後4時までに書面により行う。

24) 無効の入札

本入札説明書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

25) 支払条件

本契約は、複数年度にまたがる継続契約となる。したがって、本工事に係る請負契約締結には、下記の条件が付される。

(1) 継続費に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、予定価格を基に例示すると次の通りとなる。（なお、上記金額には前払い金を含む）

・ 予定価格

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 支払い限度額 | 令和4年度 | （予定価格の約43%相当額）円 |
| | 令和5年度 | （予定価格の約32%相当額）円 |
| | 令和6年度 | （予定価格の約25%相当額）円 |
| 出来高予定額 | 令和4年度 | （予定価格の約43%相当額）円 |
| | 令和5年度 | （予定価格の約32%相当額）円 |
| | 令和6年度 | （予定価格の約25%相当額）円 |

※ 上記は例示であるので、実際の契約締結においては、支払限度額・出来高予定額ともに入札結果（落札価格）に対応した金額になる。

※ 令和5年度および6年度の部分払いについては、出来高を確保し当該年度内に請求することになる。

(2) 前払い金の支払い限度

前払い金の支払限度額は、支払限度額内かつ請負代金額の40%以内の額となる。

中間前払金の支払限度額は、支払限度額内かつ請負代金額の20%以内の額となる。

※ 令和5年および6年度の中間前払い金額の支払い請求の時期については、当該年度予算成立後の4月1日以降(4月1日現在予算未成立の場合は予算成立以降)とする。

各会計年度における前金払の請求・支払い限度額は、当該会計年度の出来高予定額に対して算出し、佐々町財務規則第56条3および同規則第87条により、前金払いの有無は次のとおりである。

令和4年度 有

令和5年度 有

令和6年度 有

(3) 精算払 請求書を受理した日から40日以内

(4) 各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合は、次を予定している。

令和4年度 43%

令和5年度 32%

令和6年度 25%

26) その他

(1) 入札の執行に当たっては、本入札説明書、地方自治法、佐々町財務規則、佐々町建設工事執行規則に定めるところによる。

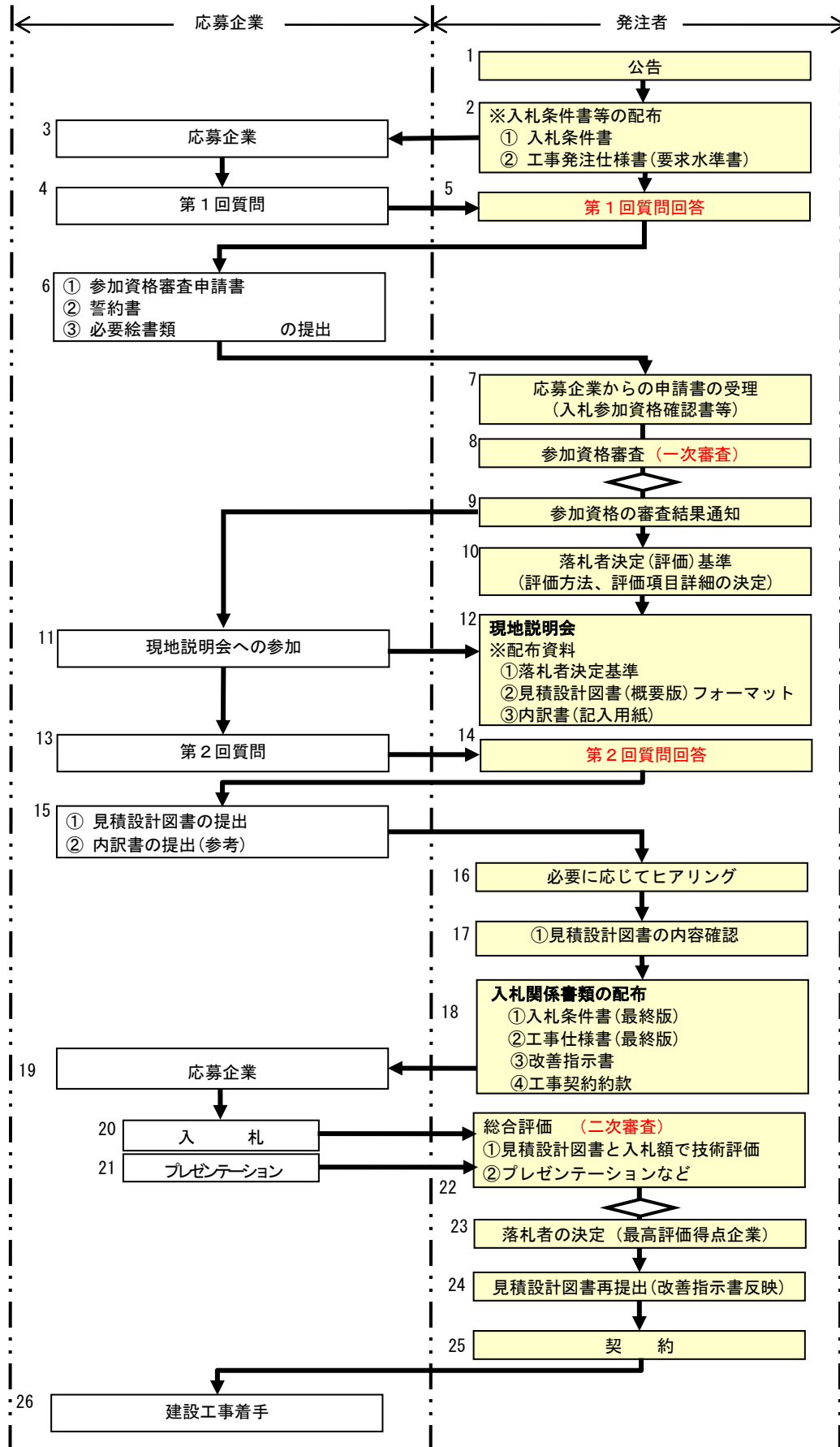
(2) 落札者は、下請等により施工する場合は、建設業法をはじめ関係法令を遵守した施工体制をとるとともに、佐々町および長崎県内の地元業者の活用についても考慮すること。

第2章 入札参加者の公募および落札者の選定

2.1 入札参加者の公募等の手順

本工事の発注は、公募による総合評価一般競争入札により行い、公募から落札者決定の手順は、図-2のとおりとする。

図-2 落札者決定までの手順



2.2 公募から落札者決定までの日程

本工事の応募者は、「入札条件書」に定める本工事に参加する資格を有しており、かつ、提案内容が技術的な観点から発注者が要求する「入札条件書」および「要求水準書」を満足することを条件として、公募による総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

公募および落札者決定までの日程は、おおむね次のとおりとする。

- ① 公告 …………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ② 入札条件書等の配布…………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ③ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書に関する
質問受付(第1回質問受付)…………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ④ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書に関する
質問回答(第1回質問回答)…………… 令和4年8月8日(月)
- ⑤ 入札参加資格確認書等および誓約書の提出受付期間
…………… 令和4年8月8日(月)～8月17日(水)
- ⑥ 参加資格審査結果通知…………… 令和4年8月23日(火)
- ⑦ 現地説明会(設計図書の閲覧)…………… 令和4年9月上旬
 ┌ 落札者決定(審査)基準の提示
 ├ 見積設計図書(概要版)の記入用紙等配布(様式配布)
 └ 「建設工事契約約款」の配布
- ⑧ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書および設計図書類、現地説明等に関する
質問受付(第2回質問受付)…………… 令和4年9月5日(月)～9月12日(月)
- ⑨ 発注条件に係る(改)入札条件書、(改)設計仕様書および設計図書類、
現地説明等に関する質問(第2回質問回答)…………… 令和4年9月20日(火)
- ⑩ 見積設計図書および見積設計図書(概要版)
 内訳書の提出…………… 令和4年10月11日(火)
- ⑪ 入札書の提出およびプレゼンテーション…………… 令和4年10月25日(火)
- ⑫ 落札者の決定通知…………… 令和4年11月18日(金)

2.3 応募者の参加資格要件等

本工事の入札に参加する企業（以下「応募者」という。）は、次の資格要件をすべて満たすものとする。この場合、発注者は応募者の資格審査を実施する。

1) 応募者の参加資格要件等

(1) 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこと。

- ① 発注者の建設工事入札参加資格者名簿の「清掃施設」に登録されている者であること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ③ 発注者との関係において入札参加資格確認書提出時において、次のア) からエ) までのいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 - ア) 契約の履行にあたり、品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 公正な競争を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
 - エ) 正当な事由がなく、契約履行しなかったもの。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者および同条第2項の規定に基づく長崎県および佐々町の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑥ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後または再生計画認可の決定が確定した後に発注者が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- ⑧ 令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事発注事務に係るアドバイザー(CM)業務委託を受託した一般社団法人 日本環境施設支援機構と、本工事の応募者は、人的関係または資本関係がないこと。

(2) 参加資格の基本条件

①本工事の応募者は次の各号に定める事項を満たすこと。

ア) 企業のその他の構成員を除く資本金額は、金5,000万円以上とし、建設工事期間を通じてこれを維持すること。

イ) 応募者は、本工事を実施するための人員を確保できること。

② 応募者の責任（落札企業）

応募者は、本工事に係る「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」および「要求水準書」に規定する全ての条件を満たすことができる者であること。

本工事の落札決定後、受注者が前記の条件を満たすことができなくなった場合、受注者が当該事項未達に関わる責任を負うものとする。

(3) 実績等

し尿処理施設、汚泥再生処理施設、し尿前処理設備（希釈放流）の建設（建設中の工事を含む）、または基幹的設備改良工事のいずれかの実績があること。

2.4 入札応募者の審査および落札者の決定

本工事における入札応募者の審査および落札者の決定は、「総合評価一般競争入札」により行うものとし、選定基準および落札者の決定方法は次のとおりとする。

1) 総合評価審査委員会の設置

発注者は、本工事の応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、本工事における落札者を決定するための技術審査を行う機関として「総合評価審査委員会」を設置する。

※本工事の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同等と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類を配布するなどして、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は、失格とする。

2) 総合評価一般競争入札における評価項目および落札者決定基準

本工事における入札応募者の審査は、応募者から提出された技術提案(見積設計図書、プレゼンテーション、入札額等)について、その技術力と価格を評価するため、別途定める「評価項目」および「落札者決定基準」により行う。

3) 本工事落札者の決定手順

本工事の総合評価一般競争入札における落札者は、次の手順により決定するものとし、評価方法は下記のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認書の審査

参加資格審査は、応募者から提出された「入札参加資格確認書」を基に、参加要件を満たすことを確認する。参加資格審査を満たすことが確認された応募者のみ、「見積設計図書」を提出できることとする。

(2) 見積設計図書およびプレゼンテーションに対する技術審査

「見積設計図書」および「プレゼンテーション」に対する技術審査は、参加資格審査(1次審査)を通過した応募者が提出する「見積設計図書」が技術的観点に照らして発注者の要求する要求水準書を満足する内容であることを審査する。

(3) 得点化方法

「評価要素」に対する配点を100点とし、その評価要素ごとに「重みづけ」を行う。表-1に示すように評価区分の技術評価得点を70点、価格評価得点を30点に配点し、評価要素の各評価項目の評価を、5から1までの5段階評価(P)とする。

見積設計図書およびプレゼンテーション等の内容が、「工事発注仕様書（要求水準書）」で規定している内容を満たしている場合、評価項目の5段階評価の評価得点の「基準点を4点」とする。

技術評価得点の合計(Y)は、各評価項目の評価点(P)と各評価要素の配点(Q)を乗じたものとする。(Y=P×Q)

技術評価得点の満点は、350点とする。

表-1 各評価要素の配点(Q)

| 評価区分 | 区分 | 評価要素 | 配点(Q) | 評価項目の評価点 Y=(5段階評価:P)×Q (満点) |
|-------|-----|---------|------------|--------------------------------|
| 技術評価点 | 1 | 技術的要素 | 30 | 150 |
| | 2 | 施工管理的要素 | 10 | 50 |
| | 3 | 運営管理的要素 | 10 | 50 |
| | 4 | 施設管理的要素 | 10 | 50 |
| | 5 | 経済的要素 | 10 | 50 |
| 配点計 | | | 70 | 350 |
| 価格評価点 | 入札額 | | 30 | 150 |
| 合計 | | | 100 | 500 |

(4) 評価方法および落札者決定基準

総合評価における、得点配点は以下のとおりとし「技術評価点」と「価格評価点」の合計点（以下「総合評価得点」という。）の「最高得点者」を落札者とする。

また、総合評価得点の最高得点者が2者以上あるときは、技術評価点の高い得点者を落札者とするものとする。

① 総合評価得点

ア) 評価区分の配点

技術評価点(配点70点) + 価格評価点(配点30点) = 総合評価得点(配点100点)

イ) 技術評価得点 (満点350点)

技術評価得点は、技術評価点 (Q=70点) に評価項目の評価点 (P=5段階評価得点) を乗じた得点 (Y=P×Q 満点350点) とする。

総合評価審査委員会の各委員の評価項目の5段階の技術評価得点の結果により算出する。なお、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

ウ) 価格評価得点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ (満点150点)

価格評価点は、上記の式により数値を算出し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

なお、算出した値に対して「5段階評価」のため5を乗じて、価格評価得点とする。

エ) 総合評価得点 (満点500点)

総合評価得点は、技術評価得点 (満点350点) と価格評価得点 (満点150点) の合計得点 (満点500点) である。

② 落札者の決定

下記の要件を満たしている者のうち、総合評価得点の「最高得点の応募参加者」を「落札者」とする。

ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ) 本工事の「入札条件書」および「要求水準書」を満足していること。

2.5 応募に関わる提出書類等

本工事の入札に応募する者は、応募に係る書類として、次の書類を提出するものとする。

1) 入札参加資格確認書の提出

- ① 入札参加資格確認書（様式第2号）
- ② 施工実績調書（様式第3号）
実績を証明する資料として、契約書等の写しを添付する。
- ③ 配置技術者調書（様式第4号）
資格・免許等および雇用関係が確認できる書類を添付する。
- ④ その他入札参加資格要件を証明するに必要な書類

2) 誓約書の提出

- ・入札参加資格要件に関する誓約書（様式第5号-1、5号-2）および情報開示に関する誓約書（様式第5号-3）を提出すること。

3) 現地説明会および見積設計図書の提出

(1) 現地説明会の開催

発注者は、参加資格（1次審査合格者）を有する応募者を対象として、本工事の工事内容等の補足説明をするため、「現地説明会」を開催する。

開催日程は、別途発注者から通知する。

(2) 見積設計図書の提出

応募者は、発注者が提示した要求水準書等に基づき、見積設計図書を作成し、提出すること。入札時に、プレゼンテーションを行うので、「プレゼンテーション資料」も提出すること。

(3) 見積設計図書（概要版）の提出

見積設計図書についての主要項目、仕様、数値等をまとめた「見積設計図書（概要版）」を作成し、見積設計図書と同時に提出すること。

概要版の書式については、現地説明会において配布する。

2.6 著作権

発注者は、著作権が応募者に帰属する資料について公表等の必要が生じた場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。

この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限協力しなければならない。

第3章 本工事に係る情報提供

3.1 応募段階

1) 資料等の提供および閲覧等

参加資格審査(1次審査)で参加資格があることが確認された応募者は、本入札条件書に定めるところにより、守秘義務に係る「誓約書」を提出し、本施設に関する資料の提供を求めまたは閲覧をすることができる。また、施設の現場調査をすることもできる。

2) 本施設の現地調査等

応募者は、発注者が必要かつ合理的と認める方法により、本施設の現地調査を行うことができる。この場合、現地調査の可能な日程は発注者と協議し決定する。

3) 情報提供の内容

- (1) 発注者は、応募者に対して、発注者が所有する図書類の情報開示を行う。
- (2) 発注者は、応募前および応募期間中に、応募者に対して本施設の「現地説明会」を行う。
- (3) 発注者が選定した応募企業に本施設を見学させ、必要な範囲内で、以下の情報を提供する。
 - ①本施設建設予定地の見学
 - ②本工事に関する質問への回答

3.2 契約後の情報提供

1) 実施設計などの作成のための情報提供

本工事の受注者は、「実施設計」などを作成するために、発注者が保有する本施設に関する設計図書類等の確認および本施設の現地調査を行うことができるものとする。

第4章 本工事の契約

4.1 性能発注方式による契約

この建設工事は「設計・施工付契約(性能発注契約)」であり、「契約不適合責任(設計上のかし)」および「契約不適合責任(施工上のかし)」を契約条件とし、かし担保期間については本工事の「要求水準書」により別途定める。

なお、本工事の受注者は、「入札条件書」、「要求水準書」および「見積設計図書」に基づく諸条件を踏まえ、建設工事期間はもとより建設工事期間終了時においても、本施設の目的および機能を満足することができるよう、必要かつ適切な建設工事を行わなければならない。

4.2 建設工事実施の保証に関する規定

1) 本設工事の進め方

建設工事中における施設運営管理等の責任は、原則として本工事の受注者が負う。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受注者との協議のうえ決定する。

2) 本工事の設計・施工監理

発注者は、本工事の工事施工および施設運営管理等について、定期的に施工監理を行う。施工監理の方法、内容等については、本工事における「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」、「要求水準書」、「見積設計図書」、「契約書類」および「施工要領書」に規定する内容とする。

また、施工監理を行うに当たって、第三者機関からアドバイスを求めることができるものとする。その結果、本工事の「入札条件書」、「要求水準書」等の諸条件を満たしていないと判断される場合、発注者は本工事の受注者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で本工事費の減額等の措置を執ることができるものとする。

4.3 本工事または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

本工事または契約事項の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は、誠意をもって協議すること。

第5章 入札公告、参加資格審査の実施に関する事項

5.1 入札公告および資料配布

本工事に関する公告を下記により行う。

(1) 公告期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(2) 公告方法

- ① 佐々町役場の掲示場に掲示して行う。
- ② 佐々町のホームページに掲載する。

(3) 入札資料の配布期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(4) 配布資料

① 建設工事 入札条件書

[入札参加資格確認書、誓約書等の各書式を含む]

② 建設工事 要求水準書

(5) 配布場所

佐々町役場 水道課

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

(E-mail) gesuidou@saza.nagasaki.jp

(TEL) 0956-62-2101

(FAX) 0956-62-3178

担当：荒木、松野

5.2 入札条件書等に関する質問

入札条件書等に関する質問がある場合には、次により質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(2) 提出先

5.1に示す場所

(3) 質疑の方法

- ・質疑は、全て書類にて行うこと。
- ・質疑のない場合は、「質疑書(様式第1号)」に「質疑なし」を明記のうえ、令和4年8月1日(月)午後4時までに、5.1に示す場所に電子メールで送信すること。
- ・質疑がある場合は、質疑事項を「質疑書(様式第1号)」に記載し、令和4年8月1日(月)午後4時までに、5.1に示す場所に電子メールで送信すること。
(質問に対する回答の送付先を併せて記入すること。)
- ・質疑書は、指定された期限までに複数回提示してもよい

5.3 入札条件書等に関する質問への回答

入札条件書等に関する質問に対する回答は、次により行う。

(1) 回答期限

令和4年8月8日(月)

(2) 回答の方法

- ・質疑に対する回答は、メールにて回答する。なお、質疑のなかった企業(辞退届を提示された企業を除く)に対しても、共通認識してもらうためメールする。この場合、質問の内容が本工事に関係のない事項、または不当に混乱を招くと判断された事項については、回答しないことがある。

5.4 参加資格確認書および誓約書の提出

本工事の入札への応募者は、次により「入札参加資格確認書」、「誓約書」および添付資料を提出すること。

1) 提出期間

令和4年8月8日(月) ～ 令和4年8月17日(水)午後5時まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで。)

2) 提出先

5.1に示す場所

3) 提出方法および提出書類

- ・持参により提出すること。※郵送等による提出も可とする。
- ・提出書類は、正本1部、副本1部をA4版ファイルに綴じて提出する。
- ・提出書類の詳細は、第2章2.5「応募に係る提出書類等」による。

5.5 参加資格要件審査結果の通知（第1次審査）

本工事に関わる参加資格要件に対する審査結果は、次により通知する。

1) 通知期限

令和4年8月23日(火)

2) 通知方法等

- ・参加資格要件の審査結果を、文書により通知する。
- ・参加資格の審査に合格した者に対し、現地説明会の開催時に下記の資料を配布する。
 - ① 落札者決定基準
 - ② 見積設計図書[概要版]書式
 - ③ 入札書書式

5.6 見積書等の提示辞退

見積設計図書の提出を辞退する場合は、質疑書の受付期限（令和4年9月6日（火）までに「辞退届（様式第8号）」に記入し、書面にて提出すること。（持参、郵送、FAX、メールも可）

5.7 提出書類と提出期限等

(1) 提出書類ならびに部数

提出書類については、見積仕様書を参考に作成し、次に示す部数を提出期限までに提出すること。

- ① 見積設計図書 : 8部 (A4版ファイル綴じ)
- ② 見積設計図書(概要版) : 8部
- ③ 内訳書 : 8部 (A4版、様式は別紙「見積内訳書(後日配布)」による)

なお、データも併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和4年10月11日(火)午後4時までに必着(郵送可とする。)

(3) 提出宛先名

佐々町役場 水道課

(し尿等前処理施設建設工事担当者宛)

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

(E-mail) gesuidou@saza.nagasaki.jp

(TEL) 0956-62-2101

(FAX) 0956-62-3178

担当: 荒木、松野

5.8 その他

- (1) 本見積に関する全ての費用は見積者の負担とする。
- (2) 提出された図書等は全て、発注者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類については、指定のものについて作成・提出をお願いするものである。

佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事
入札条件書（様式集）

目 次

| | | |
|---------|------------|----|
| 様式第1号 | 質疑書 | 30 |
| 様式第2号 | 入札参加資格確認書 | 32 |
| 様式第3号 | 施工実績調書 | 33 |
| 様式第4号 | 配置技術者調書 | 34 |
| 様式第5号-1 | 誓約書 | 35 |
| 様式第5号-2 | 誓約書 | 36 |
| 様式第5号-3 | 誓約書 | 37 |
| 様式第6号 | 見積設計図書類提出書 | 38 |
| 様式第7号 | 設計図書等閲覧申請書 | 39 |
| 様式第8号 | 辞退届 | 40 |
| 様式第9号 | 工事費内訳書 | 41 |

(様式第1号)

質 疑 書

令和 年 月 日

佐々町下水道事業

佐々町長 古 庄 剛 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者 部署:

氏名:

連絡先 電話:

FAX:

電子メール:

依頼のありました、令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事の見積設計
に関して、次の通り質疑がありますので提出致します。

| 質疑箇所 | | | 質疑内容 |
|------|---|----|------|
| No. | 頁 | 項目 | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |

(様式第2号)

入札参加資格確認書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

担当者氏名

連絡先電話

下記工事の総合評価一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をいたします。

なお、本確認書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 工事名等

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | |
| 工事箇所 | |

2 添付書類（提出書類に✓をしてください。）

施工実績調書（様式第3号）

施工実績調書添付資料：契約書の写し等

配置技術者調書（様式第4号）

配置技術者調書添付資料①：法令に基づく資格・免許等および雇用関係が確認できる書類
（健康保険証等）の写し等

配置技術者調書添付資料②：契約書の写し等

会社概要（最新のもの）・業務経歴書

入札参加資格要件を証明する書類の写しなど

○ 建設業法の特定建設業の許可証の写し

○ 令和4年度の佐々町建設工事等入札参加資格申請書受付票の写し

○ 公告日以降に発行された滞納のない証明書（法人税、消費税および地方消費税、関係市町に係る市町税）

(様式第3号)

施 工 実 績 調 書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

| | |
|---------|-----------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 事 種 別 | |
| 工 事 内 容 | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 契 約 金 額 | 円 |
| 発 注 者 | |
| 受 注 形 態 | 単体 共同企業体 |

- ※1 入札条件書に示す工事実績に該当する同種の工事の施工実績を記入すること。
同種工事が2件以上ある場合は、適宜に書式を変更のうえ記述し、同種工事の記載件数は、最大で5件までとする。
- ※2 工事内容は、施工実績を確認できるよう具体的に記入すること。
- ※3 契約書の写し等を提出すること。

(様式第4号)

配置技術者調書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

佐々町が発注する令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事において配置する予定技術者は下記のとおりです。

| | | |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 工 事 名 | | |
| 配置予定者の氏名 | (生年月日 年 月 日) | |
| 今工事の技術職位 | 主任技術者 監理技術者 現場代理人 | |
| 最終学歴 | 大学・高校 学科 年卒業 | |
| 法令による資格・免許(記載しきれないときは別紙とすること。) | 資格等: 取得年: 登録番号: | |
| 同種工事の実績の概要 | 工事名称 | 年度 |
| | 技術者等 | 主任技術者 監理技術者 現場代理人 |
| | 工事場所 | |
| | 請負金額 | |
| | 工期 | 年 月 ~ 年 月 |
| | 工事内容 | |

※1 法令に基づく資格・免許等および雇用関係が確認できる書類(健康保険証の写し等)の写しを提出すること。

※2 同種工事の実績が確認できる書類(契約書の写し等)を提出すること。

誓 約 書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所
フリガナ
申請者 商号又は名称
代表者氏名

㊞

私は、申請書の提出に際し、下記の事項について誓約します。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 「佐々町における工事等に係る入札参加者の指名停止措置要領」に基づく資格停止措置期間中の者もしくは、長崎県および県内市町村のいずれかで指名停止措置を受けている者でないこと。
3. 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立てもしくは通告を受けた者でないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
5. 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
6. 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
7. 令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事発注事務に係るアトバザリ(CM)業務委託の受託者（一般社団法人 日本環境施設支援機構）と応募者の間に資本関係または人的関係がないこと。

(様式第5号-2)

誓 約 書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所
フリガナ
申請者 商号又は名称
代表者氏名 ㊟

私（当社）は、下記1および2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益や損害を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、誓約事項の事実確認のため、提出した書類等により警察へ照会がなされる場合があることを承諾します。

記

- 1 私（当社）は、「佐々町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私（当社）は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務とする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と友人又は知人として会食、遊技、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者

誓 約 書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所
フリガナ
申請者 商号又は名称
代表者氏名 印

当社は貴町に対し、貴町から下記建設工事に関する情報の開示を受けるに当たり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

1 建設工事名

佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事（以下「建設工事」という。）

2 情報の指定

対象となる情報は、貴町から提供された建設工事に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

3 情報の取扱い

- (1) 当社は、本件情報の秘密を保持し、建設工事に関する総合評価一般競争入札に参加する場合または建設工事に従事する職員に開示する場合および適用法令、行政機関または司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示および漏洩しない。
- (2) 当社は、本件情報の開示を受けた前号の従事職員に対し、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。
- (3) 本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体または光学的媒体に格納されたものを含む。）は、建設工事に係る当社の従事職員以外の者が利用できないよう保管する。
- (4) 当社は、佐々町の事前の書面による承諾なくして本件情報に係る文書その他の記録を複写または破棄しない。
- (5) 当社は、落札者が決定し、または佐々町の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録のすべてを直ちに佐々町に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去する。

4 損害賠償

本件情報の取扱いに違反し、佐々町または第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償する。

(様式第6号)

見積設計図書類提出書

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

担 当 者

氏 名

所 属

住 所

電 話

ファックス

電子メール

見積設計図書類一式を提出します。

なお、入札書類の記載事項および添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

(様式第7号)

設計図書等閲覧申請書

佐々町水道課 担当 様

令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事の見積設計図書の作成に必要な設計図書等の閲覧を申請します。

申 請 年 月 日

年 月 日

閲覧者 住 所 :

商号又は名称 :

担 当 者 名 :

電 話 :

ファックス :

電子メール :

(様式第8号)

辞 退 届

年 月 日

佐々町下水道事業
佐々町長 古 庄 剛 様

入札人（見積人）

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

令和4年度 佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事の入札について、都合により辞退します。

記

| | |
|---------|--|
| 工事（業務）名 | |
|---------|--|

〔辞退理由〕

(様式第9号)

工事内訳書

工事費内訳書作成の留意事項

- 機械・配管、土木、建築、電気および全体（その他の費用は合計のみ）ごとに各1枚（計5枚）のシートを作成してください（A3版）。
 - ・工事費を積算する際の土木工事と建築工事の区分は、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成13.3.19国都下事発第119号）」を参考にしてください。
- 積算基準は下記を参考にしてください。
 - ・国土交通省積算基準（参考 国土交通省土木工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準、下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の最新版、その他下水道関連積算基準、県積算基準）
- 交付対象内外については、以下の通知や貴社の実績等を踏まえて作成してください。
 - ・下水道法施行令第24条の2第1項第1号および第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（S46.10.9告示第1705号、一部改正H28.4.1告示第605号）
 - ・「下水道事業の手引き（最新版） 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 監修」

令和4年度 佐々町公共下水道事業 し尿等前処理施設建設工事 内訳書 (参考)

佐々町下水道事業

佐々町長

古 庄 剛 様

年 月 日

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____ (印)

(全体)

単位：円

| 費 目 | 工 種 | 全体工事費 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|---------------------------------|---------------|-------------|--------------|----|-------------|--------------|----|-------------|--------------|----|-------------|--------------|----|
| | | 交付対象 事業費 | 交付対象 外事業費 | 合計 | 交付対象 事業費 | 交付対象 外事業費 | 合計 | 交付対象 事業費 | 交付対象 外事業費 | 合計 | 交付対象 事業費 | 交付対象 外事業費 | 合計 |
| 設計費 | 設計費 | | | | | | | | | | | | |
| | A 設計費 | | | | | | | | | | | | |
| 本工事 | 1 機械工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 受入設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 前処理設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 貯留設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 希釈投入設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 脱臭設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 取排水設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 配管・ダクト設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | | | | | |
| | 3 土木・建築工事 | | | | | | | | | | | | |
| | (土木) | | | | | | | | | | | | |
| | 仮設工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 基礎工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 躯体工事 | | | | | | | | | | | | |
| | (建築) | | | | | | | | | | | | |
| | 建築工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 建築附帯設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | | | | | |
| | 4 電気設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| 5 計装設備工事 | | | | | | | | | | | | | |
| B 本工事費(1~5)計 | | | | | | | | | | | | | |
| 付帯工事費 | 1 場内造成工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 場内道路等工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 3 構内雨水排水工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 4 植樹・造園工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 5 屋外照明工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 6 駐車場整備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 7 仮設設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 8 既存場内整備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 9 仮設処理設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | C 付帯工事費(1~9)計 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1 予備品・工具類等 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 説明用調度品等 | | | | | | | | | | | | |
| | 3 法定福利費 | | | | | | | | | | | | |
| | 4 その他() | | | | | | | | | | | | |
| | D その他(1~4)計 | | | | | | | | | | | | |
| 間接工事費 | 1 共通仮設費 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 現場管理費 | | | | | | | | | | | | |
| | 3 一般管理費 | | | | | | | | | | | | |
| | E 間接工事費(1~3)計 | | | | | | | | | | | | |
| 工事価格 Y = A + B + C + D + E (税抜) | | | | | | | | | | | | | |
| 消費税相当額 (10%) | | | | | | | | | | | | | |
| 工事価格 Y = A + B + C + D + E (税込) | | | | | | | | | | | | | |

佐々町公共下水道事業し尿等前処理施設建設工事入札条件書
令和4年7月
佐々町 水道課
